

移住・就業支援金



東京圏に一定期間在住・在勤していた人が所定の条件を満たして、牧之原市で移住・就業する場合に支援金が交付されます。令和5年度から子ども加算の内容を変更して、**1世帯あたり最大3人まで、1人につき100万円の加算額とします。**条件が多岐に渡りますので、申請を希望する人は、事前に担当課へ問い合わせてください。

支援金額	[単身者] 60万円 [世帯] 100万円+18歳未満の世帯員3人目まで1人につき100万円
就業要件	静岡県が運営する「しずおか就職Net」に掲載されている移住・就業支援金の対象求人を利用した就業であること など
専門人材要件	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと など
テレワーク要件	所属先企業などからの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
関係人口要件	ふるさと納税の回数や移住相談など、市が独自に定める要件を満たしていること など

牧之原市新婚さん住む住む制度



結婚新生活支援助成金

結婚を機に市内で住宅を取得する、または民間の賃貸住宅に入居する新婚世帯に対して、住宅の取得費や賃貸住宅の入居にかかった費用（初期費用、引越費用、家賃など）について一部助成します。令和5年度から、**所得要件が緩和**されました。

対象者	令和5年3月1日～令和6年3月31日の間に婚姻した、どちらも39歳以下の夫婦
所得要件	夫婦の合計所得が 500万円以下
助成対象	結婚を機に取得した住宅に係る費用や賃貸物件の入居に係る費用、家賃など
助成金額	▶29歳以下＝上限60万円 ▶39歳以下＝上限30万円
申請期限	年度内

しあわせ新婚さん家賃助成金

結婚を機に、市内にある民間の賃貸住宅で同居を開始する新婚世帯に対して、月額家賃の一部を24カ月にわたって助成します。年齢や所得の要件はありませんが、婚姻と入居日のいずれか遅い方から2カ月以内に申請が必要となります。

対象者	令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に婚姻した夫婦
助成金額	月額家賃から住宅手当を差し引いた金額のうち、4万5千円を超えた分を上限1万円まで助成
助成期間	24カ月間
申請期限	婚姻日と入居日のいずれか遅い方から2カ月以内

新婚世帯や子育て世帯、東京圏からの移住者の皆さん!

牧之原市で利用できる各種支援策を紹介します

市では、新婚世帯や子育て世帯が住宅を取得、あるいは賃貸住宅に入居する場合に対して、各種支援を行っています。また、空き家のリフォームに対する支援や、東京圏からの移住者に対する支援もあります。要件に合うものがありましたら、担当までお問い合わせください。

問い合わせ 都市住宅課 池田拓人 ☎③2633

子育て家族定住奨励金



市内に住宅を新築、購入（中古物件を含む）した子育て世帯に奨励金を交付します。**令和5年度から奨励金の内容が変更**になりましたので、申請の前に担当課にお問い合わせください。

基礎額	10万円
土地加算	10万円
子ども加算	中学生以下の子ども ▶1人目 10万円▶2人目 20万円▶3人目 30万円 ▶4人目以降は一律 10万円
業者加算	10万円 *新車購入加算は廃止
転入加算	30万円
空き家・空き地バンク加算 (令和5年度に新設)	10万円 *牧之原市空き家・空き地情報バンクの登録物件を購入した場合
申請期限	住宅の引渡日から2カ月以内

空き家リフォーム等補助金



市の登録台帳に登録された空き家のうち、移住者が購入または賃借して住む場合や、事業者が「移住者限定賃貸物件」として活用する場合、居住部分のリフォーム費用や残置物の撤去費用の一部を補助します。事前協議が必要なため、物件の契約前に担当課にお問い合わせください。

項目	A：移住者対象リフォーム補助	B：空き家活用事業者等対象リフォーム補助
対象者	市外から対象の空き家に住所を移した移住者(*)	対象の空き家を移住者限定賃貸物件として活用する事業者
対象事業	リフォーム費用の総額が5万円以上であること など	事前調査を行い、調査の結果から修繕が必要とされた箇所を含むリフォーム工事であること など
その他要件	対象の空き家に5年以上居住すること	10年間、移住者限定賃貸物件として市の登録台帳に登録すること
助成金額	最大30万円 A・Bともに、対象者が空き家の残置物を処理する場合、最大5万円を補助	最大100万円

*移住者＝住所を移した日から起算して過去3年以内に、牧之原市に住所を置いたことがない人